



第7期 秩父別町  
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(平成30年度～平成32年度)

心かよいあう高齢者福祉のまちづくり

平成30年3月  
秩父別町





# 目次

<b>第1章 計画の基本事項</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の策定体制	3
4 日常生活圏域の設定	3
<b>第2章 高齢者等の現状と将来推計</b>	<b>4</b>
1 高齢者の現状・推計と調査結果	4
(1) 人口の推計等と高齢化の状況	4
(2) 高齢者のいる世帯の状況	6
(3) 高齢者の健康状態等の状況	6
(4) 高齢者の社会参加の状況	7
(5) 在宅介護実態調査の結果	8
(6) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査の結果	11
2 被保険者・要介護者の現状と推計	17
(1) 介護保険被保険者数の現状と将来推計	17
(2) 要支援者・要介護者・総合事業対象者の現状と将来推計	18
<b>第3章 第6期計画期間における取組と課題</b>	<b>20</b>
1 介護（介護予防）サービスの利用状況	20
2 介護予防事業	22
3 包括的支援事業	23
4 高齢者保健福祉事業	24
5 社会教育・住民主体の取組への支援	25
<b>第4章 第7期計画の理念と推進方針</b>	<b>26</b>
1 基本理念	26
2 計画推進の方針	26
<b>第5章 計画推進のための具体的取組</b>	<b>28</b>
1 介護予防と健康づくりの推進	28
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	28
(2) 高齢者の健康の保持増進	30
(3) 高齢者の社会参加の促進	31
(4) 適切なサービス提供の確保	32

2	安心できる地域生活の確保	34
	(1) 生活支援サービスの充実	34
	(2) 高齢者見守り・互助体制の推進	35
	(3) 住みよい住環境整備の支援	35
3	認知症対策の推進	36
	(1) 認知症への理解促進と早期支援	36
	(2) 認知症介護者支援の強化	36
4	地域包括ケアの充実	38
	(1) 在宅医療・介護連携の推進	38
	(2) 地域包括支援センターの機能強化	38
<b>第6章 介護保険料の設定</b>		<b>39</b>
1	介護（介護予防）給付費等の推移	39
2	保険給付等の見込	40
	(1) 介護（介護予防）給付の見込	40
	(2) 地域支援事業費の見込	43
3	介護保険料の見込	44

# 第1章 計画の基本事項

## 1 計画策定の趣旨

介護保険の制度は、健康や身体機能の維持や寝たきりの予防などの施策を推進し、たとえ介護が必要になった場合でも、必要なサービスを利用しながら地域でできる限り自立した生活を送ることができるよう、社会全体で高齢者の介護を支えていく仕組みとして、平成12年度から始まりました。

平成17年度には、予防重視型システムの導入や地域密着型サービスの創設、地域の中核機関としての地域包括支援センターの創設など明るく活力ある超高齢社会の構築を目標とした見直しが行われました。

平成21年には事業者の一層の法令順守のための改正が行われ、平成23年には高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の考え方が提唱されました。

平成26年には、在宅医療と介護の連携や認知症施策の推進、市町村が運営する地域支援事業の拡充など地域包括ケアシステムの構築のための見直しがされ、平成29年6月に地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保の二点を大きな柱とする改正された法律が公布され、これからの市町村の介護保険事業の運営の方向性が示されました。

本町においては、高齢化率が41.2%と全国平均よりも更に高く、また、世帯員に高齢者がいる世帯がすでに総世帯数の60%を超えています。今後更なる高齢化に伴い、認知症高齢者数や、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の増加が見込まれ、地域と一体となってどのように介護を含めた高齢者福祉に取り組んでいくのかが大きな課題となっています。この計画ではいわゆる「団塊の世代」が75歳以上になる平成37年を見据えた中長期的な視点に立ち、第6期計画の取組を評価しつつその取組を土台として地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、本町の特色を生かした高齢者福祉の各施策を推進する計画とします。

【地域包括ケアシステムのイメージ】



【「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム】



## 2 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画として一体的に策定するものであり、町の最上位計画である「第6次秩父別町総合計画」の推進のための、主に高齢者の総合的な保健・福祉・介護の分野の施策の指針となる計画とします。計画の期間は平成30年度から平成32年度の3年間としています。計画期間中は毎年度、介護予防等及び介護給付の適正化に関する取組の実施状況や目標の達成状況の分析・評価を行います。

なお、計画の策定にあたっては「秩父別町健康増進計画・特定健康診査等実施計画」「秩父別町国民健康保険データヘルス計画」「秩父別町障がい福祉計画」と調和を図っています。また、「北海道医療計画」との整合を図りながら策定しています。

図表 【計画の期間と他計画との関連】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
業介福高 計護社齡 画保計者 画保画保 事・健	第6期計画 (平成27年度～平成29年度)			第7期計画 (平成30年度～平成32年度)			第8期計画 (平成33年度～平成35年度)			第9期計画 (平成36年度～平成38年度)		
関連する計画	第6次秩父別町総合計画											
	平成25年度～ 第2期秩父別町健康増進計画 ・特定健康診査等実施計画						第3期秩父別町健康増進計画 ・特定健康診査等実施計画					
	第1次データヘルス計画			第2次データヘルス計画			第3次データヘルス計画					
	第4期秩父別町障がい福祉計画			第5期秩父別町障がい福祉計画			第6期秩父別町障がい福祉計画			第7期秩父別町障がい福祉計画		
	第7次北海道医療計画						第8次北海道医療計画					

▲  
団塊の世代が75歳以上に

### 3 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、行政機関・関係団体・福祉関係者・医療関係者・民間事業者・住民代表で構成した「秩父別町高齢者福祉推進協議会」を内包する「秩父別町シルバー見守り協議会」で協議、検討を行いました。

なお、策定の過程で在宅要介護者を対象に在宅介護実態調査を、独居高齢者を対象に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施し、実態及び需要の把握を行うとともに、意見反映に努めました。

### 4 日常生活圏域の設定

秩父別町では、人口、地理的条件やサービス提供の状況、施設の位置などから、この計画においては町全体を1つの圏域として設定し、第7期秩父別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策・事業を進めていきます。